

試験対策講座

『商法(総則・商行為)・手形法小切手法〔第2版〕』

追加・訂正表

●目次

●本になされた訂正・変更箇所	1
【1刷から2刷】(2015年11月2日更新)	1
●HP上のみによる訂正・変更箇所	2
【2015年11月2日更新】	2
【2016年11月28日更新】	2

●本になされた訂正・変更箇所

【1刷から2刷】（2015年11月2日更新）

90頁

6行目 「商人の死亡は」を、「本人の死亡は」に訂正する。

105頁

12行目 「るが、その保証人」を、「るが（503条1項）、その保証人」に訂正する。

●HP上のみによる訂正・変更箇所

【2015年11月2日更新】

97頁

【3】として以下を追加し、現在の【3】を【4】に変更する。

【3】 詐害的な営業譲渡における残存債権者の保護

←平成26年改正

譲渡人が残存債権者（譲受人に承継されない債務の債権者）を害することを知って営業を譲渡した場合には、残存債権者は、譲受人に対して、承継した財産の価額を限度として、当該債務の履行を請求することができる（18条の2第1項本文）。ただし、その譲受人が営業の譲渡の効力が生じた時において残存債権者を害すべき事実を知らなかったときは、このかぎりでない（18条の2第1項ただし書）。

このように、譲受人が残存債権者に対して債務を履行する責任を負う場合には、譲受人の責任は、譲渡人が残存債権者を害することを知って事業を譲渡したことを知った時から2年以内に請求または請求の予告をしない残存債権者に対しては、その期間を経過した時に消滅する（18条の2第2項前段）。事業の譲渡の効力が生じた日から20年を経過したときも、同様である（18条の2第2項後段）。

もっとも、譲渡人について破産手続開始の決定または更正手続開始の決定があったときは、残存債権者は、譲受人に対して、上記債務の履行の請求をする権利を行使することができない（18条の2第3項）。

以上のように、平成26年改正により詐害的な営業譲渡における残存債権者の保護について規定が新設されたが、これは、詐害的な会社分割における残存債権者の保護のための規定が新設されたことに合わせて設けられたものである。この点については、

☞試験対策講座・会社法
14章2節③【1】(8)

【2016年11月28日更新】

291頁

図6-40 「Bの100万円」を「Bの1000万円」に訂正する。